

駐労規第41号

改正 平成15年3月24日駐労規第5号

改正 平成15年3月27日駐労規第6号

改正 平成18年3月28日駐労規第6号

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
の情報公開に関する規則（抄）

（法人文書の開示の実施の方法）

第25条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

(1) 文書又は図画（次号に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（法第15条第1項ただし書の規定が適用されるものにあつては、次項第1号に定めるもの）

(2) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は

縦 2 0 3 ミリメートル、横 2 5 4 ミリメートルのものに限る。次項第 2 号において同じ。)に印画したものの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 文書又は図画(次号に該当するものを除く。)

イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格 A 列 3 番(以下「A 3 判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(口に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により日本工業規格 A 列 1 番(以下「A 1 判」という。)若しくは日本工業規格 A 列 2 番(以下「A 2 判」という。)の用紙に複写したものの交付(口に掲げる方法に該当するものを除く。)
又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラー

で複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格 X 6 2 2 3 に適合する幅 9 0 ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本工業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(2) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第 1 5 条第 1 項の規定による開示の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセツ

トテープ（日本工業規格C 5 5 6 8 に適合する記録時間 1 2 0 分のものに限る。別表の 3 の項口において同じ。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C 5 5 8 1 に適合する記録時間 1 2 0 分のものに限る。別表の 4 の項口において同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前 2 号に該当するものを除く。）

次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの。

イ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられて

いるものに限る。別表の5の項口において同じ。

)により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に
出力したものの交付(二に掲げる方法に該当する
ものを除く。)

ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に
カラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカート
リッジ又は光ディスクに複写したものの交付